

パブリックコメントのご意見と協会の考え方

No.	ご意見等	協会の考え方
	「外務員の登録等に関する規則」第7条第1項第2号及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」第2条第2号	
1	<p>「内閣府令改正に基づく対応のため、「性別」情報の削除に関しては異論ございません。</p> <p>データ取得や申請手続きに関しては、「外務員登録一覧csvデータ」や「登録申請フォーム」等に変更が発生しますが、変更後フォームは、「性別」情報の削除のみという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、新フォームの提示はいつごろになりますでしょうか。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>ご質問いただいた、変更後のフォームについては、「性別」情報は不要となります。</p> <p>また、新フォームの提示については、通知文書を発出いたしますので、そちらからご確認頂ければと思います。</p>